

高砂市都市公園及び高砂市市ノ池公園キャンプ場
指定管理者募集要項

平成30年7月

高砂市まちづくり部土木管理室建設課

目次

1 公募の趣旨	1
2 公募の概要	2
3 施設及び設備の概要	3
4 指定管理者が行う業務の概要	4
5 管理の基準	5
6 事業収支に関する経費	9
7 経費の支払い	11
8 指定管理料の精算	12
9 リスク分担	12
10 保証金納入及び各種保険への加入	12
11 応募資格・条件	13
12 応募の手続き	14
13 指定管理者候補者の選定	17
14 協定の締結	19
15 モニタリング	20
16 その他	21
17 問い合わせ先	22
別添 公園一覧	23

高砂市都市公園及び高砂市市ノ池公園キャンプ場の指定管理者募集要項

1 公募の趣旨

(1) 公募の目的

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度（以下「制度」という。）が創設されました。

高砂市（以下「市」という。）では、平成18年4月から制度を導入しております。

このたび、高砂市都市公園（以下「都市公園」という。）及び高砂市市ノ池公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の管理運営について、民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的かつ効果的に設置目的を達成するため、熱意のある指定管理者を広く公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

(2) 公募の根拠法令等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、高砂市都市公園条例条例（昭和47年高砂市条例第5号）第21条及び高砂市市ノ池公園キャンプ場管理条例（平成12年高砂市条例第14号）第4条の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募します。

(3) 都市公園及びキャンプ場の役割と使命

① 都市公園

子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となること。

② キャンプ場

市ノ池公園の豊かな緑の空間を利用して、市民のレクリエーション、自然観察等の野外活動の促進を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与すること。

2 公募の概要

(1) 公募施設の名称及び所在地

名 称	所在地	所管課
高砂市都市公園	高砂市向島公園及び高砂市総合運動公園を除く 77箇所。 別添「公園一覧」参照	建設課
高砂市市ノ池公園キャンプ場	高砂市阿弥陀町地徳 301番地	建設課

(2) 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日（5年間）

(3) 募集及び選定の方式

指定管理者の募集は公募型とし、選定については、事業計画書、収支予算書の内容や事業実績等申請書類の審査結果を基に総合評価方式で行います。

(4) 審査委員会の設置

「高砂市指定管理者候補者審査委員会設置要綱」に基づき、「高砂市指定管理者候補者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査の基準により申請書類の審査を行います。審査委員会が、必要があると認めるときは、応募者の全部又は一部の応募者に提案内容について、説明等を求める場合があります。

(5) 選定結果等の通知及び公表

審査委員会の審査を踏まえ、市において、第1順位候補者（優先候補者）及び第2順位候補者（次点候補者）を選定します。選定に係る結果は、各応募者宛に速やかに通知します。

(6) 指定管理者候補者との協議及び仮協定締結

選定された第1順位候補者と協定項目等の細目について協議し、協議成立後、仮協定を締結します。ただし、第1順位候補者との細目協議等の過程において交渉が成立しない場合や第1順位候補者が辞退した場合のみ、第2順位候補者と協議を行います。

(7) 指定管理者の指定と協定の締結

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て指定管理者として指定されます。この指定の日を正式な協定の締結日として、本協定（基本協定）を締結する予定です。

(8) 募集及び指定のスケジュール

No.	内 容	日 程
1	公告、募集要項の公表（配布）	平成30年 7月25日（水）
2	募集要項に関する説明会及び現地見学	平成30年 8月 1日（水）
3	応募登録の受付、募集要項等に関する質問の受付	平成30年 8月 1日（水）～ 8月10日（金）
4	募集要項等に関する質問の回答公表	平成30年 8月22日（水）
5	指定申請書類の受付（締切）	平成30年 9月12日（水）～ 9月14日（金）
6	審査委員会による指定管理者候補者選定	平成30年 9月下旬～ 10月下旬（予定）
7	指定管理者候補者の決定	平成30年 11月上旬（予定）
8	選定結果の通知	平成30年 11月上旬（予定）
9	細目協議、仮協定の締結	平成30年 11月上旬～ 11月中旬（予定）
10	指定議案、（債務負担行為の上程、）議決	平成30年 12月市議会
11	指定管理者の指定、告示、基本協定の締結	平成30年 12月下旬（予定）
12	管理運営の開始（年度協定の締結）	平成31年 4月1日

3 施設及び設備の概要

(1) 都市公園

① 設置目的

都市公園は都市を緑化し、都市景観の改善、公害の防除等を行い、都市環境の向上を図るとともに、主として住民の屋外における休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動その他レクリエーション利用に供して、住民の情操の鈍化、健康の増進等に資することを目的としています。

② 施設規模

各公園の面積及び設置遊具等の詳細は、別途配布する「仕様書」を参照

③ その他入居事業者

市ノ池公園内にあるみどりの相談所には、高砂市が出資する公益財団法人高砂市施設利用振興財団が入居しています。指定管理者が都市公園及びキャンプ場を管理運営するためにみどりの相談所を事務所として使用する場合は、別途協議のうえ使用範囲を決めるものとします。

(2) キャンプ場

① 設置目的

市ノ池公園の豊かな緑の空間を利用して、市民のレクリエーション、自然観察等の野外活動の促進を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形

成に寄与することを目的としています。

- ② 施設の概要 管理棟、食事棟、炊事棟、バーベキューサイト、テントサイト、シャワー棟、便所

※キャンプ場は都市公園（市ノ池公園）内の一施設です。

4 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者は、制度の創設趣旨、都市公園及びキャンプ場の設置目的を踏まえ、高砂市都市公園条例第22条及び高砂市市ノ池公園キャンプ場管理条例第5条に定める以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を、別途配布する「仕様書」に従って行っていただきます。

(1) 都市公園

ア 都市公園の維持管理に関する業務

イ その他都市公園の管理上市長が必要と認める業務

※ 市ノ池公園の保守点検等維持管理業務については、入居事業者の職員と連携を図りながら行ってください。

(2) キャンプ場

ア キャンプ場の利用許可及び利用制限に関する業務

イ キャンプ場の利用料金の收受、減免及び還付に関する業務

ウ キャンプ場の維持管理に関する業務

エ その他キャンプ場の管理上市長が必要と認める業務

※ 平成31年4月1日以前において、既に利用申請のあった施設の利用が決定しているものについては、現指定管理者から引き継ぐこととします。なお、当該利用に係る利用料金については、現指定管理者は徴収していませんので、利用日までに徴収することになります。

(3) その他の業務

- ① 本市や地域との連携事業に関する業務
- ② ホームページの開設・更新や情報機関誌の発行などの広報業務
- ③ 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務
- ④ 目標管理に関する業務（各業務の数値目標設定及び業務改善取組み等）
- ⑤ 利用者への満足度調査（アンケート、聞き取り及び電子メール）に関する業務
- ⑥ 管理月報、モニタリングシート等の作成、提出業務
- ⑦ 事業計画書の策定、事業報告書等の作成に関する業務
- ⑧ 事業評価（自己評価）に関する業務
- ⑨ 各関係機関との連絡調整に関する業務
- ⑩ 指定期間終了時の次期指定管理者への交代に伴う引継業務

⑪ 予約状況等の閲覧に関する業務

現在、キャンプ場では、予約システムを導入しておりませんが、開設したホームページにおいて、空き状況を確認できる環境を整えるとともに、随時更新してください。

ただし、市において、予約システムを整備した場合、その予約システムを優先的に使用していただきます。

⑫ その他必要な業務

(4) 管理業務以外の事業（自主事業等）の実施

① 公の施設の利用増進に関する事業(自主事業)

施設の設置目的をより効果的に達成するために、自主財源による事業を実施することができます。

ただし、本市や公益財団法人高砂市施設利用振興財団等が主催する事業等もあるため、あらかじめ協議するものとし、実施にあたっては事前に本市の承認が必要となります。

② 自動販売機等の設置・運営

自動販売機等の設置・運営に関しては、指定管理者が都市公園及びキャンプ場の管理運営上支障がなく、かつ利用者の利便性の向上のために必要であると認めるときは、指定管理者自らが都市公園占用許可申請書を市に提出し、許可を受けたいうえで、実施してください。

※ 都市公園内行為許可、都市公園占用許可及び行政財産使用許可等に関する業務は市が行いますので、指定管理業務には含まれません。

(5) 業務の一括委託の禁止

上記(1)～(4)において、指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、再委託は可能ですが、予め市へ承認申請書を提出し、許可を得る必要があります。

5 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

指定管理業務を遂行する上で、関連する次の法令、条例等を遵守し、管理運営するものとします。

- ① 地方自治法、施行規則及び施行令
- ② 高砂市都市公園条例及び施行規則
- ③ 高砂市市ノ池公園キャンプ場管理条例及び施行規則
- ④ 市が定める内規、要綱及び要領等
- ⑤ その他の関係法令等

(2) 休場日及び利用時間

① 都市公園

- ア 休場日 : なし
イ 開場時間 : 24時間

② キャンプ場

- ア 休場日 : ① 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)
② 1月1日から翌年の3月31日までの間における毎週月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
③ 上記①、②に定めるもののほか、テントサイトについては、1月1日から翌年の3月31日までの間を休場日
イ 利用時間 : ① 宿泊する場合 午前10時から翌日の午前10時まで
② 宿泊を要しない場合 午前10時から午後9時まで

③ 市ノ池公園みどりの相談所

- ア 休館日 : 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)
イ 開館時間 : ① 平日は午前8時30分から午後5時15分まで
② 土曜日、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで

④ 市ノ池公園温室

- ア 休館日 : 祝日を除く毎週火曜日、木曜日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)
イ 開館時間 : 午前10時から午後5時まで

※ 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休場日に臨時に開場し、又は休場日及び開場時間を臨時に変更することができます。

指定管理者は、休場日及び開場時間についても、新たな視点から柔軟に検討し、提案していただくことが可能です。

※ ただし、休館日等であっても、入居事業者が利用することがあります。

(3) 利用料金の形態

キャンプ場においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とします。

ただし、利用料金収入による利益が指定管理者による管理業務の経理状況からみて、客観的に見て過大と認められる場合は、その扱いを本市と協議するものとします。

なお、高砂市市ノ池公園キャンプ場管理条例第19条に定められている利用料金の上限については、指定期間中に改正のないことを前提にご提案ください。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取

扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じていただきます。

個人情報の漏えい等の行為には、高砂市個人情報保護条例（平成12年高砂市条例第34号）に基づく罰則が適用される場合があります。

(5) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途情報公開規程等を定めるなど適正な情報公開に努めていただきます。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、高砂市文書取扱規程（昭和52年高砂市訓令第12号）に基づいて、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、市の指示に従って引き渡していただきます。

(7) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様とします。

(8) 危機管理体制の確立

利用者などの安全を確保するために適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震などの災害や事件などの危機事象の発生時において、市をはじめ警察・消防等との連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。

(9) 適正な職員配置と管理責任者の指定

指定管理者は各業務を安定的かつ適切に実施するうえで、施設経営や施設・設備に精通した常勤・非常勤職員等を効率的かつ適正に配置してください。また、指定管理業務について総括的な責任を持ち、利用者や外部に対して都市公園及びキャンプ場を代表する総括管理責任者（施設長に相当する職）を指定してください。

(10) 物品の管理等

指定管理者は、市の所有に属する物品については、注意を持って管理に努めてください。また、物品のうち備品については、備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動について随時、市に報告するものとします。

(11) 市内雇用への配慮

市の労働施策推進の観点から、指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して市内在住の者を採用するよう努めてください。

(12) 障がい者雇用の確保

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守することはもとより、指定管理業務の実施に際して、業務遂行が可能と判断される個別業務について、率先して障がい者（身体、知的及び精神）の雇用の促進するよう努めてください。

(13) 男女共同参画社会への推進協力

市の男女共同参画の推進に基づき、指定管理者は、性別にとらわれない雇用、登用をはじめ、仕事と家庭の両立支援等の積極的な取り組みなど、男女が働きやすい職場環境の整備に努めてください。

(14) 環境への配慮

指定管理者は、次のような環境に配慮した指定管理業務の実施に努めていただきます。

- ① 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ② 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取り組みを推進すること。
- ③ 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- ④ 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(15) 覚書等の締結

管理運営の仕様、基準等の細目に関して、市と指定管理者の両者協議の結果、別途締結する必要があると考えられる場合は、覚書等で定めるものとします。

(16) 指定管理者名称の表示

指定管理業務を行う際は、市が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に明らかにするため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとします。

(表示例)

平成31年4月1日より、高砂市都市公園及び高砂市市ノ池公園キャンプ場の管理運営については、指定管理者である〇〇株式会社が行っています。

連絡先 指定管理者 〇〇株式会社

施設所管課 高砂市まちづくり部土木管理室建設課

(17) 帳簿等の調査

市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行います。

(18) 事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度市が指定する時期までに、次年度の事業計画書及び収支予算書について、市と協議したうえで作成し、提出していただきます。

(19) 事業実績報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業報告書及び収支予算書を作成し、翌年度の5月末（年度終了後60日以内）までに提出していただきます。

(20) 暴力団の排除の推進への協力

高砂市市ノ池公園キャンプ場管理条例第16条の2の規定により、利用許可を受けようとする者からその者が暴力団、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者である旨を記載した誓約書を徴取していただきます。ただし、市長が承認する団体は誓約書を聴取しない。

6 事業収支に関する経費

(1) 指定管理料【A】

都市公園及びキャンプ場の指定管理業務に要する費用（施設管理経費）【B】から、施設運営収入【C】を減じた金額を、指定管理料【A】とします。

<算定式> 指定管理料【A】 = 施設管理経費【B】 - 施設運営収入【C】

※ 申請書類の収支予算書（様式5）にて提案いただいた指定管理料の金額が、基本的に指定管理料【A】となります。

指定期間の各年度についてご提案ください。（今回は31年度～35年度）

また、施設をグループとしている場合は、各施設及びグループの合計についてご提出ください。

なお、応募時の申請において、指定管理料の上限額及び下限額は定めません。

(注) 指定管理料の提案に当たり、平成31年度に改正される予定の消費税率については、その率を見込んだ運用コストで提案してください。平成31年10月から10%)

ただし、市条例で定める利用料金上限額への消費税率の反映は現在のところ未定です。利用料金上限額を据え置きとした場合の申請者が見込む利用料金収入としてください。

(2) 施設運営収入【C】

① 利用料金収入

キャンプ場の利用に伴う料金収入

※ 収支予算書(様式5)における利用料金収入の見積もりにあたっては、利用実績資料等を考慮して見込み額を算出してください。

※ 利用実績資料等については、説明会当日に配布します。

② その他収入

自主事業のうち、参加型事業及び利用利便性向上に係る事業の収益は、その他収入の対象とはなりません。

(3) 施設管理経費【B】

① 対象経費

指定管理者が行う指定管理業務に伴う経費の対象は次のとおりです。

人件費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕料、印刷製本費、燃料費、光熱水費、賃借料、保険料、租税公課費、負担金、委託料、雑費、その他経費

なお、上記対象経費には、次期指定管理者への交代に伴う引継ぎや指定管理業務に必要な研修等の実施に伴う費用を含むものとします。

② 対象外経費

以下の経費については、施設管理経費に含まれません。

ア 修繕・改修費

- ・ 指定管理業務で発生する設計金額(消費税及び地方消費税を含む)が1件50万円を越えるものの修繕等に係る費用(ただし、年間の指定管理料に含む修繕費の範囲内の場合は1件50万円を越えるものでも可)

- ・ 都市公園及びキャンプ場の大規模改修、増改築等に係る費用の全額(本市が担当)

(指定管理者が自主事業として実施する改修等に係る費用は、指定管理者の自費)

イ 旅費交通費

- ・ 指定管理業務に係る研修等への参加や都市公園及びキャンプ場の各種法的申請及び届出に係る旅費交通費以外

ウ 自主事業実施に係る費用

(4) 利用料金の設定と減免等

キャンプ場においては、利用料金制を採用するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む）が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、高砂市市ノ池公園キャンプ場管理条例で定める額の範囲内で、指定管理者が市の承認を得て定めます。

また、指定管理者は、高砂市市ノ池公園キャンプ場管理条例第21条及び第22条に規定する利用料金の減免及び還付を行うことができますが、減免による利用料金収入の減収については指定管理料に見込まれているものから、減収の補填等の措置は行いません。

また、減免基準を見直す場合は、別途、市と指定管理者が協議し、内容は年度協定に反映させるものとします。

※ 減免の実績資料については、説明会当日に配布します。

7 経費の支払い

(1) 指定管理料について

都市公園及びキャンプ場の指定管理料は、市において指定期間（5年間）の上限額を決定します。

各年度の指定管理料については、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務を開始するまでに、施設の維持管理経費及び運営費から、利用料金及びその他の収入を減じた額として、指定管理者から提案のあった収支予算書の金額を踏まえ、市と指定管理者とで協議し、債務負担行為の範囲内において、次年度の年度協定を締結する中で決定するものとします。

※ 消費税率改正にかかる運用コストの影響額については、実際の改正時期に対応します。また、市条例の改正により利用料金上限額が改正された場合、その他提案時に想定できない事情がある場合の指定管理料については、別途協議するものとします。

(2) 指定管理委託料の支払い

指定管理料は、原則として四半期ごとに指定管理委託料として、4分割した金額を支払うこととしますが、支払い時期や方法の詳細については、年度協定に定めるものとします。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

8 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した仕様水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

ただし、修繕費については、年度協定の積算時の収支予算書の修繕費の額に達しない場合、別途協議のうえ市に返還するものとします。

9 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別に定めます。なお、リスク分担表については、説明会当日、配布するものとします。

ただし、リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、改めてリスク分担を決定します。

10 保証金納入又は各種保険への加入

(1) 履行保証保険

指定管理者は、指定管理業務に係る協定の履行を確保するために、指定管理委託料の4/12に相当する額を、履行保証金として、指定管理業務開始前に前納し、又は履行保証保険等の保険に加入していただきます。

履行保証金を納入した場合は、指定期間の満了をもって指定管理者に返還します。

(2) 損害賠償保険

指定管理者の故意または過失により、市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は指定管理者の負担となりますので、損害賠償保険等必要な補償規模の保険に加入してください。

ただし、施設そのものの欠陥や地震等の天災により、事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、市の負担とします。全国市有物件災害共済会建物総合損害保険については、市で加入します。

11 応募資格・条件

(1) 応募資格

以下の①から③までを満たすものとします。

- ① 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- ② 事前登録申込書により、指定管理者指定申請書の提出までに応募の意思表示をしたものであること。
- ③ 法人等若しくはその役員又は共同でグループを構成する団体（以下「共同事業体」という。）若しくはその役員の全てが、次に掲げる事項のいずれかに該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 本市において職員であった者が懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから2年を経過しないもの
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しているもの
 - オ 地方自治法第92条の2及び第142条の規定に抵触している者
ただし、公益法人、本市の出資団体及び公共的団体を除く
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続又は再生手続をしている者
 - キ 国税、地方税について滞納しているもの
 - ク 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）の規定に抵触しているもの
 - ケ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者

(2) 応募の条件

- ① 共同事業体で応募する場合は、代表する法人等（以下「代表構成団体」という。）を定めてください。
- ② 単独で応募した法人等は、共同事業体での応募の構成員（以下「構成団体」という。）になることはできません。
- ③ 複数の共同事業体において、同時に構成団体になることはできません。
- ④ 共同事業体の構成団体の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合にはこの限りではありません。

(3) 共同事業体での応募の構成員の変更

共同事業体での応募の場合、代表構成団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて応募書類の再提出を求めます。

(4) 応募に関する留意事項

① 接触の禁止

審査委員会委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

② 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④ 申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

⑤ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出してください。

⑥ 費用の負担

応募及び審査に関して必要となる応募者の費用については、すべて応募者の負担とします。

⑦ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は高砂市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

※提出書類のうち、申請者の信用情報、ノウハウが含まれるものについては、原則公表しないよう努めますが、市議会に指定管理者の候補者として提案する団体については、ノウハウ等が含まれるものであっても事業計画書等の提出書類は公表するものとします。また、高砂市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、個人情報を除き公開される場合があります。

⑧ 追加資料の提出依頼

市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

12 応募の手続き

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 平成30年7月25日（水）から9月14日（金）まで
（土・日・祝日を除く）
- ② 配布時間 9時から16時まで（12時から13時までを除く）

③ 配布場所 高砂市まちづくり部土木管理室建設課

出来る限り、応募者が本市ホームページからダウンロードし、帳票を印刷するよう心掛けてください。

※ この募集要項は、下記の本市ホームページからダウンロードできます。

ホームページ：<http://www.city.takasago.lg.jp/>

(2) 募集要項に関する説明会及び現地見学の開催

公募説明会及び施設見学会に参加を希望される応募者は、事前に公募説明会参加申込書（様式11）に必要事項を記入のうえ、7月31日（火）16時まで電子メール又はFAXで申し込みください。

① 開催日 平成30年8月1日（水）

② 時間 13時30分から15時まで（予定）

③ 会場 高砂市市ノ池公園みどりの相談所内 多目的研修室

④ 参加者 1応募者につき2名までとします。

なお、公募説明会は、別途指定管理者を応募している高砂市向島公園の説明も同時に行います。また、公募説明会終了後、市ノ池公園及びキャンプ場の施設見学を行います。

(3) 応募登録の申込

高砂市都市公園及び高砂市市ノ池公園キャンプ場の指定管理者に応募しようとする者は、「事前登録申込書（様式15）」に必要事項を記入し、下記提出先まで郵送又は持参してください。応募に関する質問の受付、回答及び申請書類の受付は、応募登録の申込をしたものに限らせていただきます。

共同事業体で応募を予定している団体であっても、構成団体が未確定の場合は、代表者になる予定の団体が「事前登録申込書」を提出してください。後日、構成団体が決まった際に、「事前登録申込書」を差し替え、提出してください。なおこの場合の提出は、「12 応募の手続き (5)申請書類」で示す申請書類と同時提出でも構いません。

① 受付期間 平成30年8月1日（水）から8月10日（金）まで
（土・日を除く）

- ・ 持参の場合は、平日の9時から16時まで（12～13時を除く）
- ・ 郵送の場合は、8月9日（木）消印有効

② 受付場所 高砂市まちづくり部土木管理室建設課

(4) 募集要項等の質問

質問は、質問書（様式12）を、FAXまたは電子メールでファイル添付（ワード形式）により提出してください。これ以外の方法（電話等）によるものは受け付けません。また、FAXまたは電子メールで送信後、受信開封確認又は電話にて受取り確認を行ってください。

① 受付期間 平成30年8月1日(水)から8月10日(金)まで

② 回答日 平成30年8月22日(水)

本募集要項、仕様書に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限りません。

質問への回答は、ホームページ及び建設課にて公表します。なお、建設課での回答書閲覧は、9時から16時までとします。(土・日・祝日及び12時から13時を除く)

(5) 申請書類の受付

申請書類は、下記により直接持参してください。郵送による提出は受け付けません。

なお、必要書類が不足している場合は受け付けませんのでご注意ください。

① 応募期間 平成30年9月12日(水)から9月14日(金)まで

② 受付時間 9時から16時まで(12時から13時を除く)

③ 受付場所 高砂市まちづくり部土木管理室建設課

(6) 申請書類

申請書類は次のとおりです。

① 指定管理者の指定申請書 (条例施行規則：様式第1号)

② 団体の概要1(単独団体、代表構成団体用) (様式1)

③ 団体の概要2(共同事業体の構成団体用) (様式2)

④ 共同事業体協定書兼委任状(SPC設立、共同事業体の場合) (様式3)

⑤ 事業計画書 (様式4)

⑥ 収支予算書 (様式5)

⑦ 誓約書 (様式6)

⑧ 指名競争入札の参加資格調査承諾書 (様式7)

⑨ 書類が存在しない旨の申立書 (様式8)

⑩ 市税完納証明書 (様式10)

・市税完納証明交付申請書(様式9)にて申請、課税なしの場合は様式9を提出

⑪ 暴力団の排除の推進に係る誓約書及び役員等一覧表(様式14及び様式14-別紙)

⑫ 団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

⑬ 団体が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書(3ヶ月以内に取得したもの)

団体が法人以外の場合は、代表者の身分証明書(本籍地の長が発行するもの)

⑭ 印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)

⑮ 納税証明書又は未納のないことの証明書(直近の3ヵ年)

・国 税：法人税、消費税及び地方消費税

・都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税

- ⑯ 申請団体の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- ⑰ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
- ⑱ その他の資料（自主事業計画書及び収支予算書）

※ 提出部数 正本1部 副本10部 CD（様式1～5）1部とします。

なお、上記とは別に、様式14-別紙についても、電子媒体（CD等）で提出してください。

また、副本10部のうち6部については、審査委員会の資料としますので、法人等の団体の名称がわからないよう表示を消した上で提出してください。

13 指定管理者候補者の選定

(1) 資格審査

指定申請書の提出後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているか審査を行います。

(2) 審査委員会による審査

「高砂市指定管理者候補者審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置し、審査を行います。なお、審査委員会の会議は原則非公開とします。

審査委員会が、必要があると認めるときは、応募者の全部又は一部の応募者に提案内容について、説明等を求める場合があります。その際には、別途各団体に通知します。

- ① 開催日時 平成30年9月下旬から10月下旬（予定）
- ② 開催場所 高砂市役所（予定）
- ③ 審査の基準

総務省通達の項目内容を踏まえ、以下に例示する項目などにより審査を行います。

- ア 申請団体の経営状況（会社の資力などに関すること）
- イ 申請団体の事業実績（過去の事業実績など）
- ウ 安全管理についての基本方針（事故対策、防犯対策、衛生など）
- エ 事業に対する熱意や意欲
- オ 申請団体の職員の育成
- カ 施設管理の計画、内容（受付、清掃、警備など）
- キ 施設管理に必要な人員の配置計画
- ク 施設利用及び事業計画に関する理念、基本方針
- ケ 施設管理及び事業運営経費の収支
- コ その他

④ 審査項目と配点

基準項目		審査項目	配点	評価点
1	住民の平等利用の確保について	管理運営理念・方針について	5	
		施設利用者の平等利用の確保に対する考え方について	5	
		利用案内、広報活動及び利用者満足度向上への取組みについて	5	
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減について	施設の特徴と活かし方について	5	
		施設の適切な維持管理について	10	
		管理経費の縮減と効率的な運営について (収支予算書への反映も併せて審査)	10	
		サービス向上と利用増進に対する取組みについて (自主事業の企画提案も併せて審査)	5	
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力について	団体の経営状況（管理実績、安定性、信頼性等）について	10	
		業務を安定して行うための必要な人員配置と勤務体制について	10	
		安定した管理を維持するための職員の質の向上の取組み（研修、指導監督）と組織体制について	5	
4	個人情報の保護及び情報公開に対する措置について	個人情報の適正な管理及び情報公開に対する措置について	5	
5	市民の要望及び苦情並びに安全管理について	要望・苦情処理、環境配慮及び地域への貢献に対する取組みについて	5	
		防犯、防災、その他事故防止対策と緊急時対応について	5	
6	事業計画書の内容に対しての提案額について	事業計画書の内容に対しての適正な提案額について	10	
合 計			100	

(3) 指定管理者候補者の選定、協議

市は、審査委員会の審査結果を受け、指定管理者候補者（第1順位候補者（優先候補者）及び第2順位候補者（次点候補者））を選定します。

(4) 選定結果の通知

審査結果は、各応募団体宛に平成30年11月上旬（予定）に通知します。

また、審査結果は市ホームページに公開します。

（公開する内容）

- ・応募者名（応募者が2者の場合はこの限りではない。）

- ・第1順位候補者となった団体の主な事業内容、選定理由
- ・応募者ごとの合計評価点（第1順位候補者以外は応募者名を特定しない形で公表）

※第1順位候補者とならなかった応募者については、申し出により合計評価点のみを公開することができます。

(5) 指定管理者候補者との細目協議及び仮協定締結

選定された第1順位候補者と協定項目等の細目について協議し、協議成立後、仮協定を締結します。（11月上旬～中旬（予定））

ただし、第1順位候補者との細目協議等の過程において交渉が成立しない場合や第1順位候補者が辞退した場合のみ、第2順位候補者と協議を行います。

14 協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補者を選定後、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。市議会議決後に指定管理者を指定します。（12月下旬（予定））

(2) 協定締結の手順

議会の議決を経て指定管理者として指定した後、この指定した日を正式な協定の締結日として、基本協定を締結する予定です。（12月下旬（予定））

(3) 基本協定の項目内容

先に実施した細目協議も内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定は以下の項目について定めます。

- ア 管理する施設の概要について
- イ 指定の期間について
- ウ 管理業務について
- エ 責任者の配置について
- オ 再委託及び権利譲渡の禁止について
- カ 施設の維持補修について
- キ 事故報告について
- ク 個人情報保護、情報公開について
- ケ 施設の改修、備品等の購入について
- コ 事業計画及び管理経費について
- サ 事業報告書の作成、提出及び定例報告について
- シ 事業の報告等について
- ス 維持管理、現地検査について

- セ 指導及び助言、事業協力について
 - ソ 調査報告、連絡会議について
 - タ 指定管理料の支払いについて
 - チ 利用料金制について
 - ツ 損害賠償の義務について
 - テ リスク分担について
 - ト 履行保証金について
 - ナ 指定の取消しについて
 - ニ 留意事項及び協議事項について
 - ヌ その他必要な事項
- ※ 基本協定の解釈に疑義が生じた場合または基本協定に定めのない事項が生じた場合には、市と指定管理者は、信義誠実の原則に基づき、双方誠意をもって協議するものとします。

15 モニタリング

本市は指定期間中、公園管理等について実績評価を実施します。事業の実績評価については、指定管理者から提出される事業報告書及び収支計算書やモニタリング結果（モニタリングシート）等をもとに、有識者、専門家等で構成する高砂市指定管理者制度運用委員会が行います。

(1) 事業報告書及び収支決算書の提出

指定管理者は、毎月の月次報告書（月報）の提出以外に、事業報告書及び収支計算書、モニタリングシートを作成し、市に提出するものとします。

また、毎年度事業終了後（60日以内）にも、事業報告書等を作成し、本市に提出していただきます。

なお、事業報告書等の種類や書式、記載項目等については、市と指定管理者が協議して定めます。

(2) モニタリングの実施

指定管理者は、定期的に、施設利用者から要望等の意見や満足度等を聴取するモニタリング（利用者アンケート、苦情・意見への対応等）を行っていただきます。

また、市は、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、必要と認めるときはモニタリング（実地調査、聞き取り調査等）を行います。

なお、実施時期や項目については、市と指定管理者が協議の上、決定します。

(3) 実績評価の実施

市は、指定期間中、指定管理者が事業計画書に基づき実施する業務の水準を確認するため実績評価を実施します。事業の実績評価については、指定管理者から提出される事業報告書及び収支決算書やモニタリング結果（モニタリングシート）等を

もとに、外部委員・市職員で構成する高砂市指定管理者制度運用委員会が行います。

なお、評価項目については、基本的に応募申請時の選定の基準に係る審査項目について評価するものとします。

また、評価結果については、原則、公表するものとします。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や改善勧告を行い、改善が見られない場合は指定を取り消すことがあります。

16 その他

(1) 市監査委員の監査の協力

市の監査委員等が事務を監査するため必要があると認める場合は、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

(2) 業務の引継ぎ等

指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、職員の募集・研修、また、現指定管理者との間での業務の引継ぎを自らの費用で行っていただきます。

指定期間満了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者等へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。また、指定期間の終了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとします。指定期間終了に伴う引継ぎ業務期間内に発生する費用負担について、すべて次期指定管理者の負担となります。

既に実施が決定している平成31年度の現指定管理者の自主事業については、原則として引き継いで実施するようお願いします。

現在雇用されている職員の継続雇用の配慮に努めるようお願いします。

(3) 事業の継続が困難になった場合の措置

① 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取り消しができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく都市公園及びキャンプ場の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

② その他の事由により事業の継続が困難になった場合

災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議する

ものとしす。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとしす。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく都市公園及びキャンプ場の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとしす。

(4) その他

施設の利用等に関し、上記以外に市が特に必要と認めたものについては、特段のご配慮をもって対応いただけるようお願いしす。

17 問い合わせ先

- (1) 問い合わせ先 高砂市まちづくり部土木管理室建設課
- (2) 住 所 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
- (3) 電 話 079(443)9034
- (4) F A X 079(443)9091
- (5) 電子メールアドレス tact3820@city.takasago.lg.jp

公園一覧

1. 都市公園の名称および位置

	名称	位置	摘要
1	向島公園	高砂市高砂町向島町1, 710番地	地区公園
2	松原公園	高砂市曾根町2, 301番地	近隣公園
3	ゆうかり児童公園	高砂市西畑1丁目378番地の1	街区公園
4	すみれ児童公園	高砂市荒井町御旅2丁目4番地	〃
5	あざみ児童公園	高砂市荒井町御旅1丁目8番地	〃
6	あやめ児童公園	高砂市荒井町東本町11番地の31	〃
7	すいれん児童公園	高砂市荒井町蓮池2丁目11番地の7	〃
8	ひなぎく児童公園	高砂市曾根町1, 229番地	〃
9	ひまわり児童公園	高砂市荒井町千鳥2丁目12番地	〃
10	さつき児童公園	高砂市時光寺町1, 150番地の1	〃
11	こすもす児童公園	高砂市荒井町小松原3丁目3番地の5	〃
12	さくら児童公園	高砂市米田町米田503番地	〃
13	くすのき児童公園	高砂市曾根町1, 706番地の1	〃
14	あじさい児童公園	高砂市高砂町細工町1, 333番地	〃
15	やまぶき児童公園	高砂市中筋5丁目73番地の4	〃
16	のじぎく児童公園	高砂市高砂町浜田町1丁目10番地	〃
17	梅井児童公園	高砂市梅井4丁目582番地の4	〃
18	高砂市総合運動公園	高砂市米田町島526番地	運動公園
19	ぼたん児童公園	高砂市荒井町小松原1丁目3番地	街区公園
20	つきみそう児童公園	高砂市荒井町紙町2番地の1	〃
21	あさがお児童公園	高砂市荒井町蓮池3丁目5番地の4	〃
22	農人町児童公園	高砂市高砂町農人町1, 857番地	〃
23	むつみ児童公園	高砂市中筋5丁目111番地	〃
24	中筋児童公園	高砂市中筋4丁目423番地	〃
25	みなと児童公園	高砂市伊保港町2丁目1, 555番地の4	〃
26	北山児童公園	高砂市阿弥陀町北山17番地	〃
27	宮前児童公園	高砂市高砂町宮前町1, 157番地の7	〃
28	米田児童公園	高砂市米田町米田567番地の1	〃
29	高須児童公園	高砂市高須57番地の4	〃
30	生石児童公園	高砂市阿弥陀町生石43番地の1	〃
31	もみじ児童公園	高砂市伊保崎2丁目1, 918番地の2	〃
32	つばき児童公園	高砂市緑丘2丁目580番地の10	〃
33	いちよう児童公園	高砂市美保里42番地の1	〃
34	さくらそう児童公園	高砂市荒井町蓮池2丁目2番地の1	〃

35	りんどう児童公園	高砂市神爪6丁目355番地の1	〃
36	はぎ児童公園	高砂市北浜町牛谷717番地の32	〃
37	はまなす児童公園	高砂市伊保東1丁目1,621番地の1	〃
38	すいせん児童公園	高砂市高砂町朝日町1丁目5番地の2	〃
39	くろまつ児童公園	高砂市阿弥陀町阿弥陀1,053番地の3	〃
40	けやき児童公園	高砂市伊保崎南2,043番地の1	〃
41	つくし児童公園	高砂市曾根町1,055番地	〃
42	かな児童公園	高砂市神爪5丁目169番地	〃
43	ひなげし児童公園	高砂市米田町塩市138番地	〃
44	もくせい児童公園	高砂市曾根町2,453番地の18	〃
45	ひいらぎ児童公園	高砂市伊保崎6丁目796番地の4	〃
46	あせび児童公園	高砂市米田町古新8番地の2	〃
47	やまゆり児童公園	高砂市阿弥陀町長尾389番地の1	〃
48	高砂河川公園	高砂市荒井町小松原638番地先	運動公園
49	高砂公園	高砂市西畑2丁目578番地の58	近隣公園
50	もちのき児童公園	高砂市北浜町北脇31番地の12	街区公園
51	天川東公園	高砂市曾根町1,077番地	近隣公園
52	かしのき児童公園	高砂市曾根町749番地の2	街区公園
53	からまつ児童公園	高砂市金ヶ田町52番地	〃
54	えのき児童公園	高砂市阿弥陀町阿弥陀2,144番地の1	〃
55	西畑児童公園	高砂市西畑4丁目578番地の616	〃
56	西畑緑地公園	高砂市西畑4丁目578番地の703	都市緑地
57	伊保緑地公園	高砂市伊保3丁目1,201番地の4	〃
58	米田東部児童公園	高砂市米田町米田1,065番地の2	街区公園
59	魚橋児童公園	高砂市阿弥陀町魚橋1,699番地	〃
60	宝殿駅北児童公園	高砂市神爪1丁目21番地の1	〃
61	曾根緑地公園	高砂市曾根町497番地	都市緑地
62	牛谷児童公園	高砂市北浜町牛谷171番地	街区公園
63	さざんか児童公園	高砂市曾根町1,133番地の1	〃
64	今市児童公園	高砂市今市1丁目111番地	〃
65	南池児童公園	高砂市阿弥陀町南池8番地の1	〃
66	神爪児童公園	高砂市神爪4丁目258番地	〃
67	市ノ池公園	高砂市阿弥陀町地徳301番地	総合公園
68	東宮町緑地公園	高砂市高砂町東宮町170番地	都市緑地
69	紙町第1公園	高砂市荒井町紙町550番地の202	街区公園
70	紙町第2公園	高砂市荒井町紙町550番地の98	〃
71	米田北公園	高砂市米田町米田722番地の20	〃
72	米新北公園	高砂市米田町米田新287番地の30	〃

73	阿弥陀東公園	高砂市阿弥陀町阿弥陀1, 286番地の85	〃
74	牛谷東公園	高砂市北浜町牛谷20番地の15	〃
75	新浜公園	高砂市荒井町新浜 2 丁目2, 758番地の77	近隣公園
76	新浜南公園	高砂市荒井町新浜 2 丁目2, 758番地の102	街区公園
77	米田多目的広場公園	高砂市米田町米田927番地の7	近隣公園
78	小松原 4 丁目なのはな公園	高砂市荒井町小松原4丁目130番地の4	街区公園
79	小松原 4 丁目れんげ公園	高砂市荒井町小松原4丁目102番地の1	〃

※向島公園については、別途「向島公園指定管理者募集要項」により指定管理者を募集します。

※高砂市総合運動公園については、別途「高砂市総合運動公園、高砂市総合運動公園体育施設、高砂市生石体育センター指定管理者募集要項」により指定管理者を募集します。

2 有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の種類
市ノ池公園	キャンプ場